

お申込みに際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

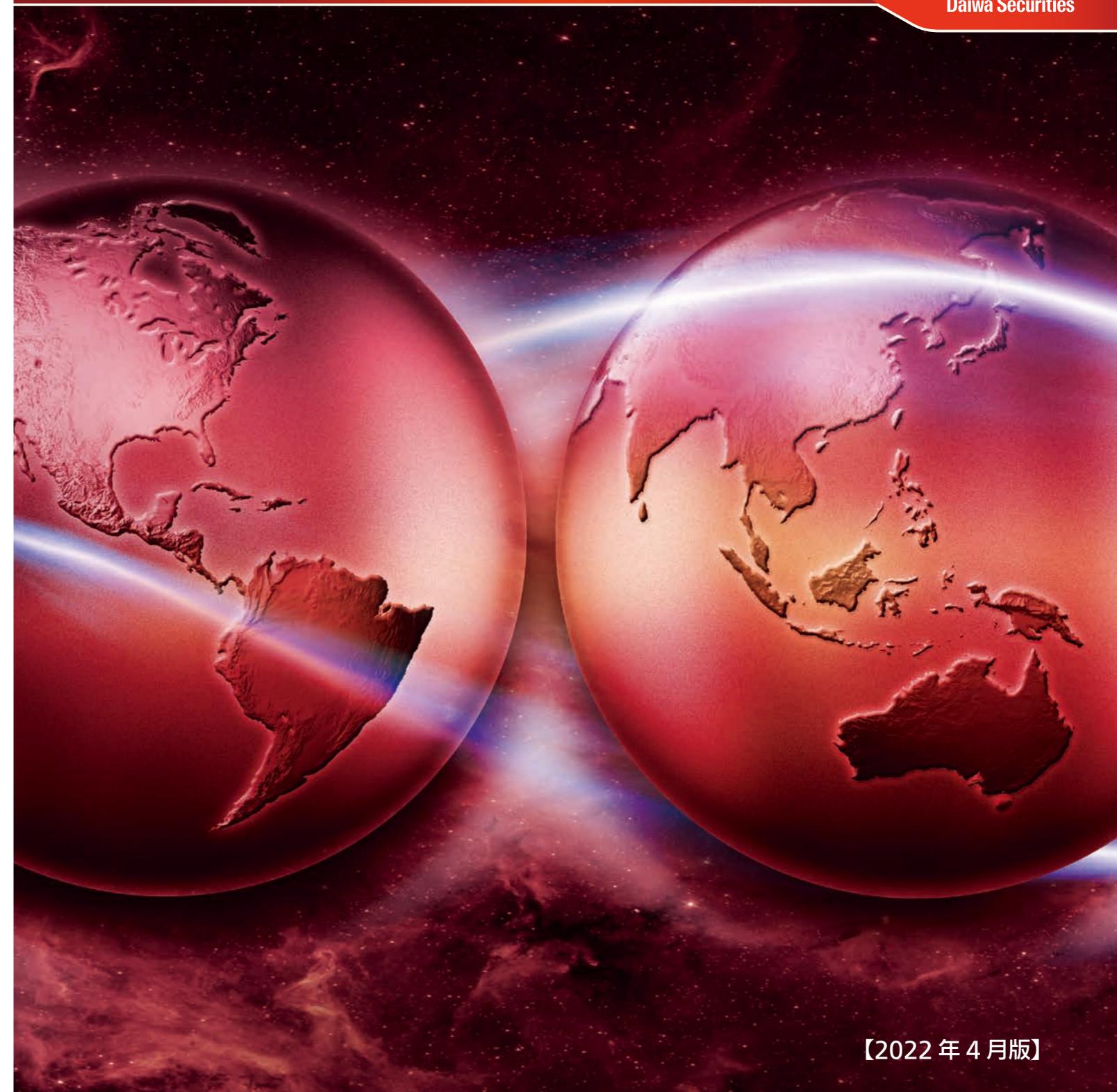
- ・「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- ・当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内の取扱となり、将来変更される可能性があります。

この書面の表記について	この「商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険契約者保護機構について	保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他の取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。 預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 0120-001-262 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

大和証券株式会社

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
www.nw-life.co.jp

【2022年4月版】

at will 積立利率金利連動型年金(米ドル建)
 [アット ウィル] 積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

米ドル年金型／豪ドル年金型



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。



ニッセイ・ウェルス生命

大和証券
Daiwa Securities

人生100年時代に向けて・・・

3つの方法で年金の準備ができます。

すぐに受取って、
ご家族にものこすために

安心して
長生きする ために

決まった金額を
計画的に受取るために



終身年金プラン

年金総額保証付終身年金

生涯のお受取り

最短でご契約の2ヵ月後*から、生涯の年金を受取れます。

*据置期間0年で、年6回払または年12回払を選択した場合

■据置期間と保証金額割合

据置期間	保証金額割合
0・5・10・15・20年	100%・110%・120%

くわしくは3~4ページへ

ながいき 年金プラン

年金総額保証付 後厚終身年金

生涯のお受取り

契約当初の年金額は抑えて、将来多くの年金額を生涯受取れます。

■据置期間と保証金額 割合

据置期間	保証金額割合
0年	100%

くわしくは5~6ページへ

確定年金プラン

確定年金



据置期間と年金受取期間を定めて、決まった金額を計画的に受取れます。

■据置期間と年金受取期間

据置期間	年金受取期間
1年	10年・20年
5年	5年・10年・20年
10年	

くわしくは7~8ページへ

年金は毎月受取れます

年金の受取回数は下記から選べます。

年金受取回数	年1回払	年2回払	年4回払	年6回払	年12回払
1回の最低受取額*	円で受取 6,000ドル	1,000ドル	500ドル	250ドル	
契約通貨で受取				1,500ドル	1,000ドル

*単位: 契約通貨(米ドルまたは豪ドル)

※ながいき年金プランの場合、前期年金受取期間中の受取回数は年1回払のみとなります。

便利な機能



- この商品パンフレットでは、2つの商品について概要を説明しています。それぞれ商品内容、リスク、費用が異なりますので、ご検討・お申込みにあたっては、該当商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- ご契約後に、通貨を変更することはできません。

すぐに受取って、ご家族にものこすために

この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。

リスクと費用の詳細につきましては、17ページをご覧ください。



ご注意

年金を一生涯受取れます。



契約後すぐに*一生涯、年金を受取れます

被保険者が亡くなられた場合も、年金受取累計額が保証金額に達するまでは、ご家族が年金を受取れます。

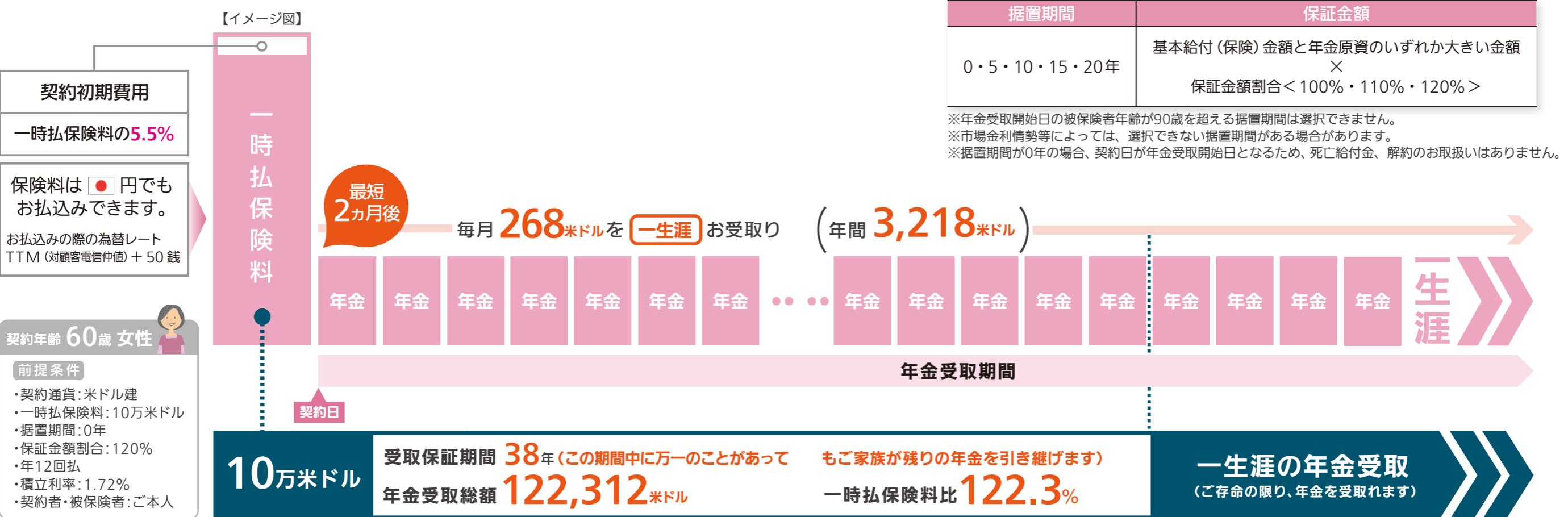
*据置期間0年で、年6回払または年12回払を選択した場合、最短でご契約の2ヵ月後から年金を受取ることができます。

お取扱いについてくわしくは 15ページ
米ドル建 16ページ
豪ドル建



年金額は一定です

固定利率で運用、契約通貨建の年金額はご契約時に確定します。



年金は円でも受取れます。

円で受取る際の、為替手数料は無料です。

※お受取りの際の為替レート:TTM(対顧客電信仲値)

⚠ 為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。



ご注意

上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。
また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

安心して長生きするために

ご注意

この保険のリスクと費用について
 • 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
 • この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。
 リスクと費用の詳細につきましては、17ページをご覧ください。

契約当初の年金額を抑えすることで、将来多くの年金額を

一生涯受取れます。

お取扱いについてくわしくは
 15ページ
 16ページをご覧ください。

生涯年金を受取れます



被保険者が亡くなられた場合も、年金受取累計額が一時払保険料と同じ金額に達するまでは、ご家族が年金を受取れます。

●据置期間、前期年金受取期間と保証金額について

据置期間	前期年金受取期間	保証金額
0年	5年～20年(1年単位)	一時払保険料と同額

※初回の年金のお受取りは、契約日の1年後となります。

※据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取扱いはありません。

【イメージ図】

契約初期費用
一時払保険料の5.5%
保険料は円でもお払込みできます。 お払込みの際の為替レートTTM(対顧客電信仲値) + 50銭

契約年齢 60歳 女性

前提条件

- 契約通貨:米ドル建
- 一時払保険料:10万米ドル
- 前期年金受取期間:10年
- 年1回払
- 積立利率:1.87%
- 契約者・被保険者:ご本人



年金は円でも受取れます。

円で受取る際の、為替手数料は無料です。

※お受取りの際の為替レート:TTM(対顧客電信仲値)

!
為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。



契約日から最短5年経過後に年金額が増加します

増加した後の年金額は、生涯変わりません。

100歳時

●長生きすると…

90歳時

95歳時

164,185米ドル

年金受取額

114,508米ドル

139,347米ドル

一時払保険料比

114.5%

139.3%

164.1%

毎年 4,967米ドルを生涯お受取り

70歳
年金額アップ

お受取りは1年後
毎年1,018米ドルを
10年間お受取り

年金
年金
…
年金
年金

前期年金受取期間

後期年金受取期間

10万米ドル

受取保証期間 29年(この期間中に万一のことが
年金受取額 104,573米ドル)

あってもご家族が残りの年金を引き継げます)
一時払保険料比 104.5%

生涯の
年金受取
(ご存命の限り、
年金を受取れます)



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。
また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

決まった金額を計画的に受取るために

この保険のリスクと費用について

・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。

・この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。

リスクと費用の詳細につきましては、17ページをご覧ください。



ご注意

据置期間と年金受取期間を定めて、決まった金額を計画的に受取れます。

お取扱いについてくわしくは



米ドル建



豪ドル建

受取期間を指定できます

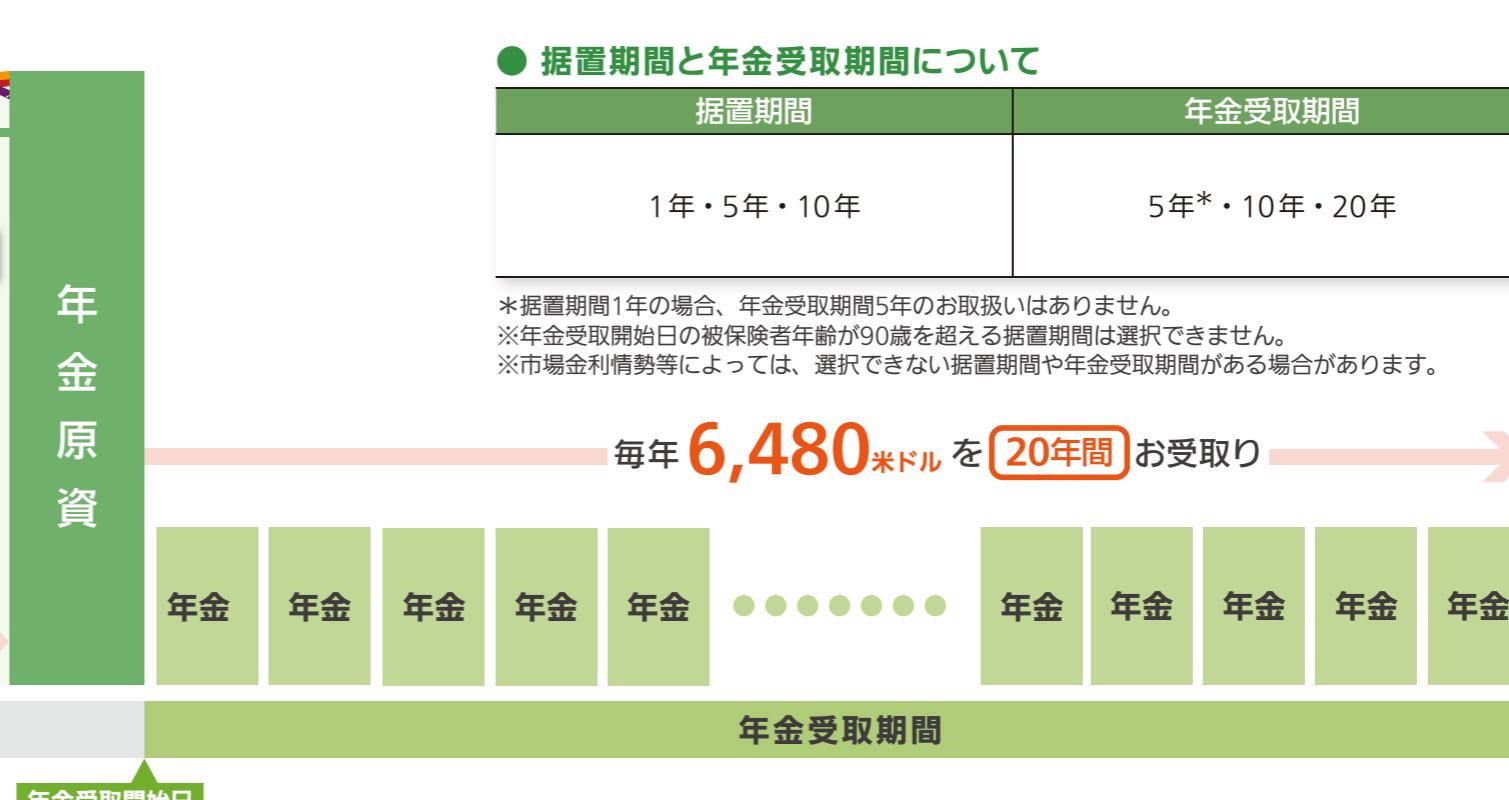
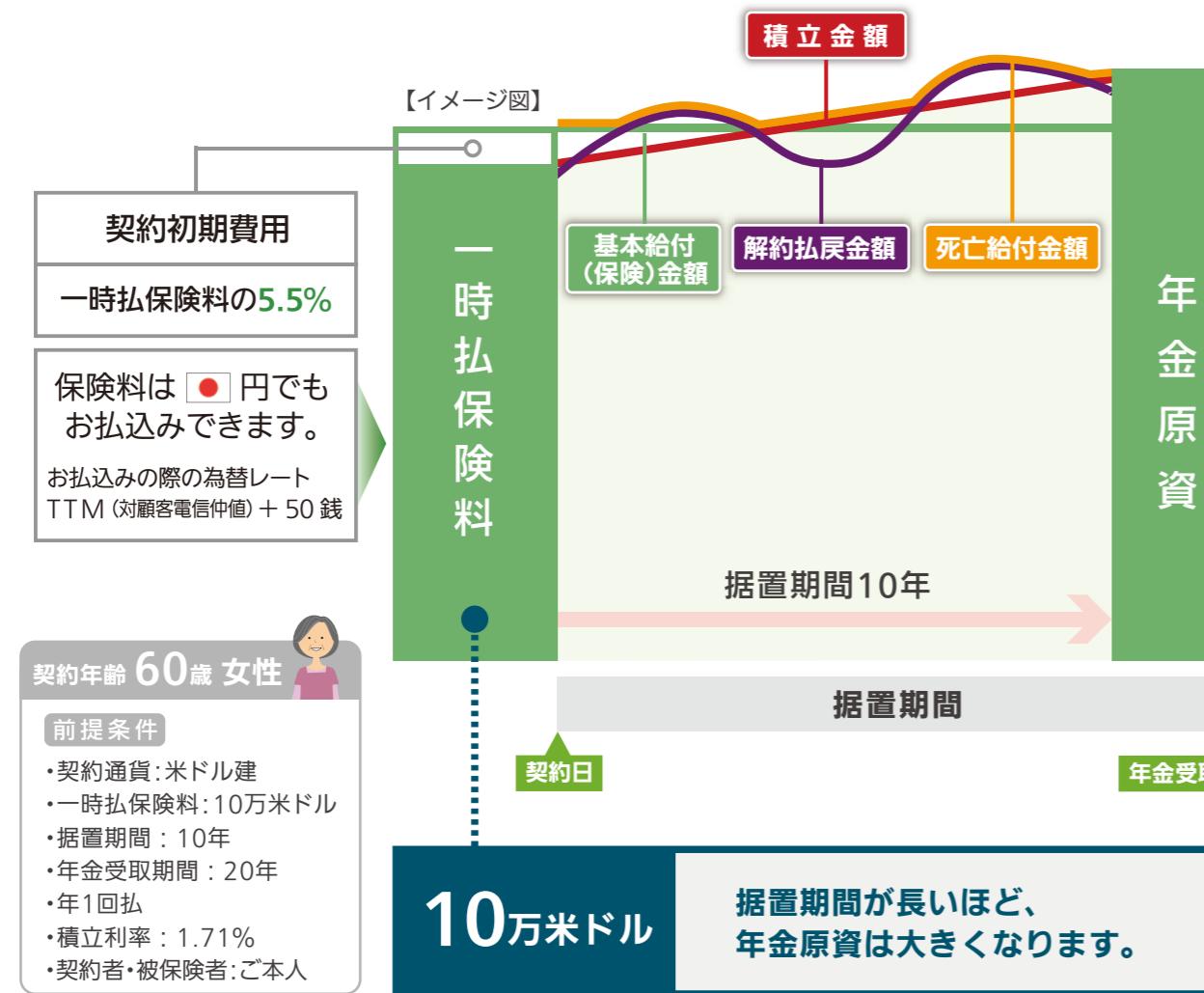
据置期間や年金受取期間を柔軟に設定できます。



受取期間を柔軟に設定できます。

年金額は一定です

ご契約時に契約通貨建の年金受取総額が確定します。



年金は円でも受取れます。

円で受取る際の、為替手数料は無料です。

※お受取りの際の為替レート: TTM(対顧客電信仲値)

! 為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。



ご注意

上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。

また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

新為替ターゲット特約について

外貨建の年金を円で受取る際の、 為替リスクに備えることができます

新為替ターゲット特約を付加することで、年金受取日の為替レートがお客さまが指定したレート（為替ターゲットレート）より円高になった場合、外貨のまま年金を据え置きます。据え置かれた年金は、次回以降の年金受取日に、為替ターゲットレート以上の円安になった際にまとめてお受取りいただきます。

年金を円で受取る際の、為替手数料は無料です。

※年金受取の円換算時の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）

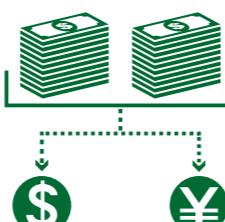
●ご指定いただける為替ターゲットレートの範囲

米ドル建 1米ドル
豪ドル建 1豪ドル } 50円～200円 1円単位

**為替ターゲットレートは、
お電話で変更できます。**

※毎年の年金受取日を基準とし、年単位で適用されます。
(適用されるレートの変更は年1回となります。)

お手続きは裏面の
カスタマーサービス
センターまで

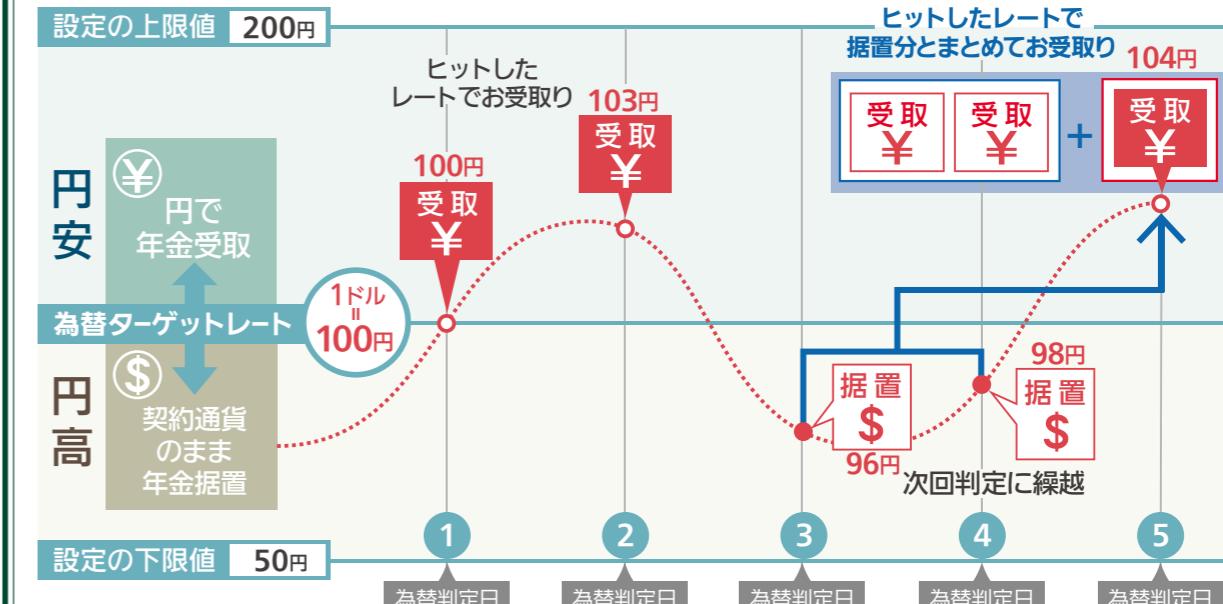


**据え置かれた年金と利息は、
契約通貨または円で引き出す
ことができます。**

※据え置かれた全額の引き出しとなります。

●新為替ターゲット特約による受取り・据置イメージ

【イメージ図】 為替ターゲットレートを1ドル=100円に設定した場合



●年金を分割受取しても、毎回為替判定を行います。

Q 為替判定の回数をふやす方法はありますか？

A たとえば年金受取期間 20 年で年 12 回払にした場合は、合計で 240 回分の年金の為替判定があります。年 1 回受取なら 20 回ですので、年金受取回数をふやした方が、受取るチャンスがふえます。

<1年間の為替判定の回数(据置期間が0年以外のイメージ)>

- 年1回払 ① → ② → ...
- 年12回払 ① → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥ → ⑦ → ⑧ → ⑨ → ⑩ → ⑪ → ⑫ → ⑬ → ...

- この特約によって、すべての為替リスクを回避できるものではありません。
- 年金受取の最終分（据置年金があった場合は据置年金とその利息を含みます）については、最後の為替判定日の為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨でお取りいただきます。ただし、年金受取人からのお申し出があった場合は、円で年金をお取りいただくことが可能です。



ご注意

万一の場合のお取扱い(死亡給付金・継続年金)について

据置期間中に被保険者が亡くなられたとき

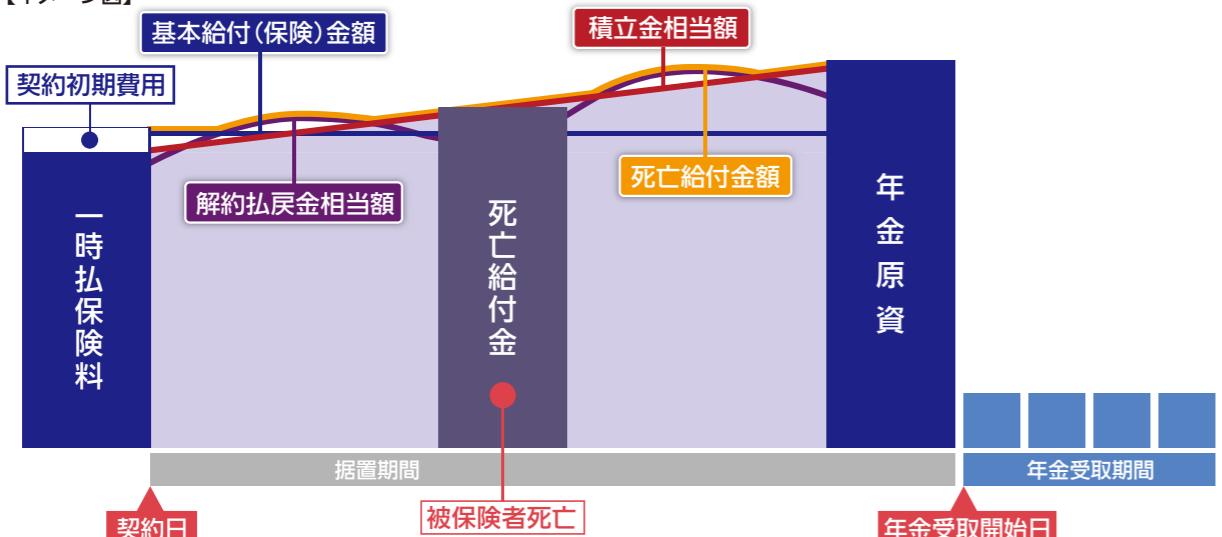
■死亡給付金を一括で受取れます。

死亡給付金を死亡給付金受取人にお受取りいただけます。死亡給付金額は、被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。

- ①基本給付(保険)金額
- ②積立金相当額
- ③解約払戻金相当額

据置期間が0年の場合は、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金のお取扱いはありません。

【イメージ図】

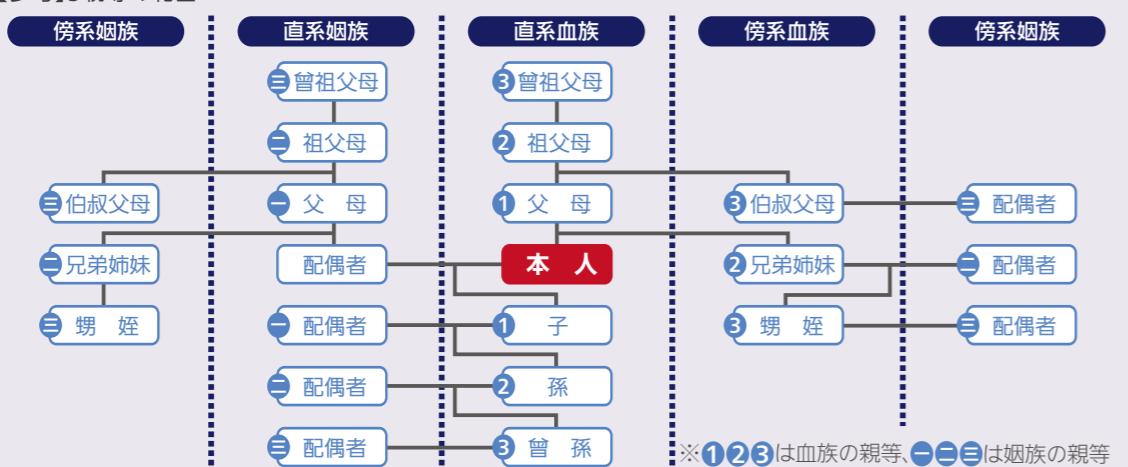


ご注意 死亡給付金の免責事由（責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等）に該当した場合等、死亡給付金をお支払いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

指定できる死亡給付金受取人、継続年金受取人の範囲

- ・死亡給付金受取人：被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。
※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。
- ・継続年金受取人：年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。

【参考】3親等の範囲



年金受取期間中に被保険者が亡くなられたとき (被保険者=年金受取人の場合)

■ご家族に年金を引き継げます。

継続年金受取人を指定することで、残りの期間の年金（継続年金）*をお受取りいただけます。ただし、継続年金の一括受取をする場合は、解約および年金の一括受取をする場合と同様に市場価格調整が適用されます。

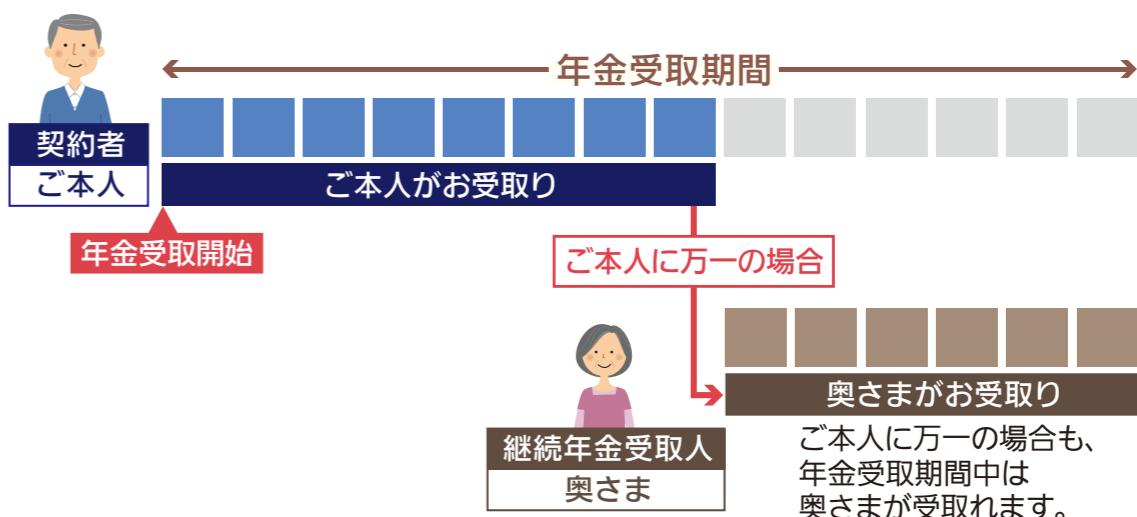
市場価格調整については [14 ページへ](#)

*年金総額保証付（後厚）終身年金の場合は残りの受取保証期間、確定年金の場合は残りの年金受取期間の年金受取となります。

契約形態

契約者	ご本人
被保険者	ご本人
年金受取人	ご本人
継続年金受取人	奥さま

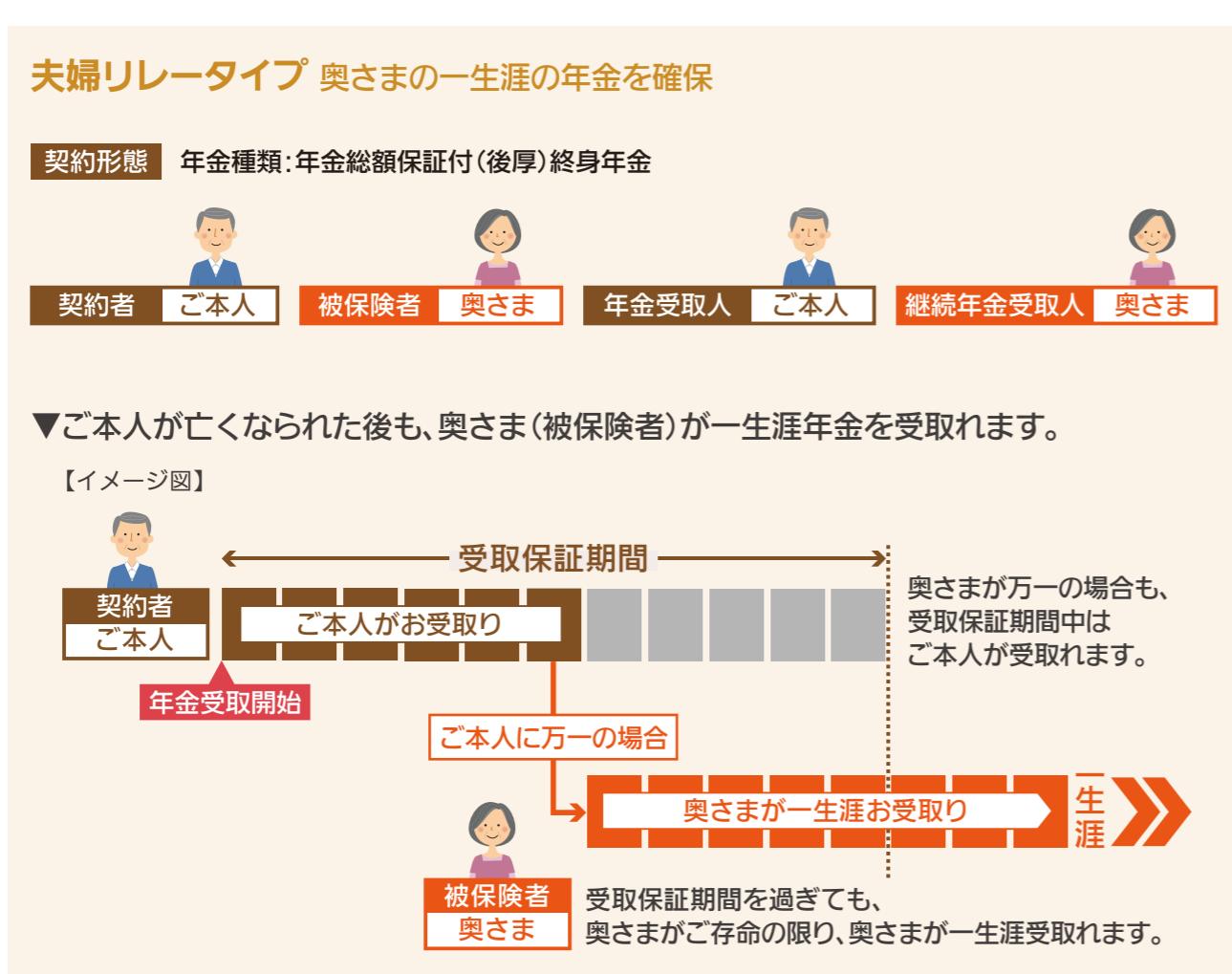
【イメージ図】確定年金の場合



契約者と被保険者を別人とした加入例

積立利率／市場価格調整について

ご家族を被保険者や継続年金受取人に指定して、年金を引き継いでいくことができます。



- ご注意
- 被保険者が亡くなられた場合、受取保証期間経過後の年金のお受取りはありません。
 - 年金受取人が亡くなられた場合、年金受給権(年金として受取る権利)が相続税の対象となります。

積立利率について

積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。

- ご注意
- 契約日で適用される積立利率が決まります。例えば申込日が「1日～15日」でも、契約日が「16日～末日」となる場合には、契約日時点での積立利率が適用されますので、申込日時点での積立利率と異なる可能性があります。

※契約日とは、ニッセイ・ウェルス生命がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合、一時払保険料(相当額)を受取った日を指します。

- 積立利率は積立金に対する利回りであり、一時払保険料に対する利回りではありません。

市場価格調整について

市場価格調整とは、「据置期間中の解約払戻金の受取」、「年金の一括受取」等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。

ご契約時点よりも**市場金利が高くなると資産価値は減少**し、一方、ご契約時点よりも**市場金利が低くなると資産価値は増加**する性質があります。

▼解約(減額)について

年金受取開始日前であればいつでも、解約(減額)をして解約払戻金を受取ることができます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額} \times (1 - \text{解約計算基準日の市場価格調整率})$$

- ご注意
- 一時払保険料のうち、一部が契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。
 - 解約払戻金は積立金に対する資産の時価を反映させるため「市場価格調整」が適用され、一時払保険料を下回る可能性があります。

▼年金の一括受取について

年金受取開始日以後、年金受取人が将来の年金受取にかえて、未払年金の現価を一括して受取ることができます。

$$\text{年金の一括受取額} = \text{基準となる金額}^* \times (1 - \text{年金一括受取計算基準日の市場価格調整率})$$

*基準となる金額は年金種類ごとに以下のとおりになります。

- 年金総額保証付(後厚)終身年金：受取保証部分の未払年金の現価(据置期間が0年の場合、年金支払日後の支払期日が未到来の年金の現価との合計額)
- 確定年金：残余年金受取期間に対する未払年金の現価

- ご注意
- 年金を一括受取する場合、対象となる金額に対する資産の時価を反映させるため、「市場価格調整」が適用され、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。また、据置期間が短いご契約の場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

ご契約について 米ドル建

▼年金種類とお取扱いの範囲

年金種類	据置期間	年金受取期間／保証金額	契約年齢 (被保険者の満年齢)	年金受取開始年齢
年金総額保証付 終身年金	0年 ^{*1}	下記①②のいずれか 大きい金額×保証金額割合 ^{*2} ①年金原資 ②基本保険金額	16歳～89歳	16歳～89歳
	5年		11歳～85歳	16歳～90歳
	10年		6歳～80歳	16歳～90歳
	15年		1歳～75歳	
	20年		0歳～70歳	20歳～90歳
年金総額保証付 後厚終身年金	0年	一時払保険料と同額	50歳～85歳 ※年金額変更年齢: 55歳～90歳 ^{*3}	
確定年金	1年	10・20年	0歳～89歳	1歳～90歳
	5年	5・10・20年	0歳～85歳	5歳～90歳
	10年		0歳～80歳	10歳～90歳

*1 年金の受取開始は最短でご契約の2ヵ月後となります(年金の受取回数を年6回払または年12回払とした場合)。

*2 保証金額割合は、100%・110%・120%からお選びください。

*3 年金受取開始年齢から5年～20年の範囲内(1年単位)でのご指定となります。

※年金総額保証付(後厚)終身年金の場合、受取保証部分の期間満了時における被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

ご契約について 豪ドル建

▼年金種類とお取扱いの範囲

年金種類	据置期間	年金受取期間／保証金額	契約年齢 (被保険者の満年齢)	年金受取開始年齢
年金総額保証付 終身年金	0年 ^{*1}	下記①②のいずれか 大きい金額×保証金額割合 ^{*2} ①年金原資 ②基本給付金額	16歳～89歳	16歳～89歳
	5年		11歳～85歳	16歳～90歳
	10年		6歳～80歳	16歳～90歳
	15年		1歳～75歳	
	20年		0歳～70歳	20歳～90歳
年金総額保証付 後厚終身年金	0年	一時払保険料と同額	50歳～85歳 ※年金額変更年齢: 55歳～90歳 ^{*3}	
確定年金	1年	10・20年	0歳～89歳	1歳～90歳
	5年	5・10・20年	0歳～85歳	5歳～90歳
	10年		0歳～80歳	10歳～90歳

*1 年金の受取開始は最短でご契約の2ヵ月後となります(年金の受取回数を年6回払または年12回払とした場合)。

*2 保証金額割合は、100%・110%・120%からお選びください。

*3 年金受取開始年齢から5年～20年の範囲内(1年単位)でのご指定となります。

※年金総額保証付(後厚)終身年金の場合、受取保証部分の期間満了時における被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

▼ご契約のお取扱い

一時払保険料／年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。		
①一時払保険料	最低	50,000米ドル(100米ドル単位) ^{*4}	
	最高	契約年齢が70歳以上の場合 5億円 ^{*5・6}	
②年金額 ^{*7}	最低	1,000米ドル(米ドルでお受取りになる場合は6,000米ドル)	
	最高	3,000万円 ^{*5・6}	
付加できる特約 ^{*8・9}	・保険料円入金特約 ・新規替ターゲット特約	・円支払特約 ・指定代理請求特約	・年金円支払特約
契約者貸付制度	お取扱いはありません。		
配当金について	配当金はありません。		
クーリング・オフ制度について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。		
その他のお取扱いについて	据置期間、年金受取期間の延長・短縮、基本保険金額の増額ならびに年金種類の変更のお取扱いはありません。		

*4 保険料円入金特約を付加する場合は500万円(1万円単位)。

*5 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。

*6 同一被保険者でニッセイ・ウェルス生命の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算

年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

*7 年金総額保証付後厚終身年金の場合、後期年金受取期間の年金額を基準とします。

*8 この商品には、年金額確定特約が付加されます(据置期間0年の場合、本特約中の即時払年金特則が適用となります)。

*9 年金総額保証付後厚終身年金をご選択の場合、後厚終身年金特約(米ドル建)が付加されます。

▼ご契約のお取扱い

一時払保険料／年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。		
①一時払保険料	最低	50,000豪ドル(100豪ドル単位) ^{*4・5}	
	最高	契約年齢が70歳以上の場合 5億円 ^{*6・7}	
②年金額 ^{*8}	最低	1,000豪ドル(豪ドルでお受取りになる場合は6,000豪ドル)	
	最高	3,000万円 ^{*6・7}	
付加できる特約 ^{*9・10}	・保険料円入金特約 ・年金円支払特約	・保険料外貨入金特約 ・新規替ターゲット特約	・円支払特約Ⅱ ・指定代理請求特約
契約者貸付制度	お取扱いはありません。		
配当金について	配当金はありません。		
クーリング・オフ制度について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。		
その他のお取扱いについて	据置期間、年金受取期間の延長・短縮、基本給付金額の増額ならびに年金種類の変更のお取扱いはありません。		

*4 保険料円入金特約を付加する場合は500万円(1万円単位)。

*5 保険料外貨入金特約を付加する場合は50,000米ドル(100米ドル単位)。

*6 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。

*7 同一被保険者でニッセイ・ウェルス生命の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算

年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

*8 年金総額保証付後厚終身年金の場合、後期年金受取期間の年金額を基準とします。

*9 据置期間0年の場合、即時払年金特約が付加されます。

*10 年金総額保証付後厚終身年金をご選択の場合、後厚終身年金特約(豪ドル建)が付加されます。

この保険のリスクと費用について



米ドル建 積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付



豪ドル建 積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

▼市場リスク・為替リスクについて

据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、この保険は為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

▼お客様にご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

【契約初期費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の**5.5%**を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の**1%**の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

・特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

契約通貨	適用為替レート
米ドル建	保険料を円貨で払込む場合【保険料円入金特約】
豪ドル建	TTM + 50銭
豪ドル建	保険料を米ドルで払込む場合【保険料外貨入金特約】
	(豪ドルのTTM + 25銭) ÷ (米ドルのTTM - 25銭)
豪ドル建	死亡給付金等を円貨で受取る場合【円支払特約II】
	TTM - 50銭

*TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

・一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

税金のお取扱いについて

▼生命保険料控除について

お払い込みいただいた保険料は、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

▼解約払戻金(解約差益)に対する課税

年金種類	契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
年金総額保証付終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

▼死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

▼年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	年金の一括受取時
年金総額保証付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税
年金総額保証付後厚終身年金		所得税(雑所得) + 住民税
確定年金		所得税(一時所得) + 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

▼税務取扱上の換算基準日と適用為替レート

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外国通貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	適用為替レート*1
保険料	一時払保険料の受領日	TTM(対顧客電信仲値)*2
死亡給付金	支払事由発生日(相続税・贈与税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
	支払事由発生日(所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)
年金	年金受取日	TTM(対顧客電信仲値)
年金の一括受取	必要書類の当社到着日	TTM(対顧客電信仲値)
解約払戻金	必要書類の当社到着日(源泉分離課税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
	必要書類の当社到着日(所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)

*1 ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

*2 豪ドル建で保険料外貨入金特約を付加した場合は、米ドルのTTMとなります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払込みいただいた金額となります。

※特約の付加により円でお受取りになる場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

- ご注意
- 税務のお取扱いは2022年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
 - 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得額×2.1%」が課税されます。

税金のお取扱いについて

▼年金受取にかかる税金の計算方法について(契約者=年金受取人の場合)

●年金受取にかかる税金の計算方法は以下のとおりとなります。

$$\text{年金年額} - \text{必要経費} = \text{雑所得}$$

お受取りになった年金額から必要経費を差し引いた金額が**雑所得**となります。
雑所得は総合課税となりますので、他の所得と合算された金額で税率等が決まります。
そのため、年金をお受取りになる方の所得金額によって税額が異なります。

●必要経費の計算方法は以下のとおりとなります。

必要経費は1年間(課税対象となる期間)に受け取った年金年額に必要経費割合を掛けた金額となります。
必要経費割合は一時払保険料と年金受取見込総額で計算されます。

$$\text{必要経費} = \frac{\text{1年間に受け取った年金年額}}{\text{必要経費割合}} \times \frac{\text{一時払保険料}}{\text{年金受取見込総額}^* (1回目の年金年額 \times \text{所定の期間})}$$

※小数点第3位以下切り上げ

*年金総額保証付後厚終身年金の年金受取見込総額は以下の式により算出されます。
前期年金年額×前期年金受取期間+後期年金年額×(所定の期間-前期年金受取期間)

◆「所定の期間」の算出基準

終身年金の場合	受取保証期間 もしくは 余命年数のいずれか長い期間
確定年金の場合	年金受取期間

◆必要経費計算用の余命年数表

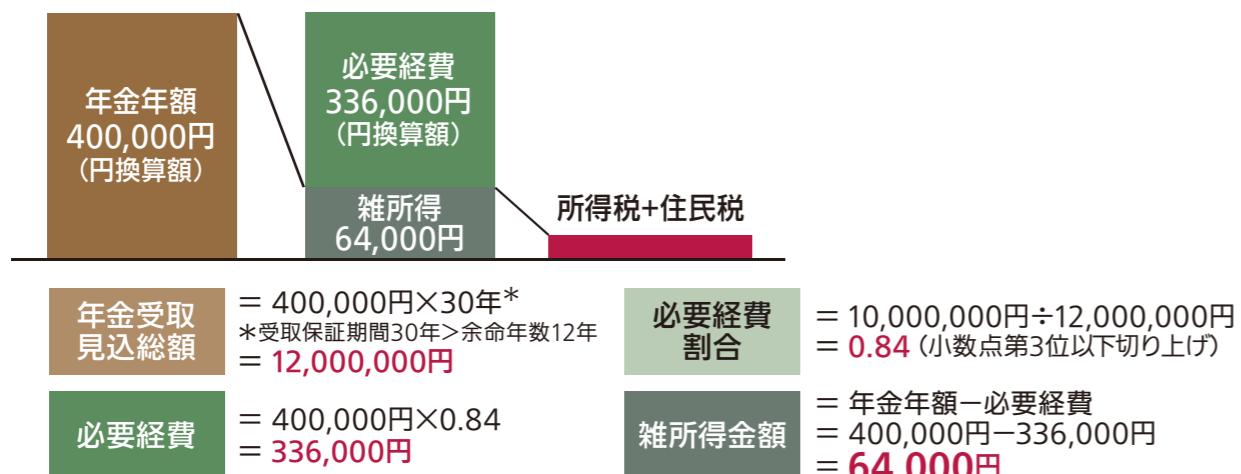
余命年数は、所得税法施行令82条の3別表に定める年金受取開始日における年齢の余命年数となります。

年金受取開始日の年齢(一部抜粋)	60歳	65歳	70歳	75歳
男	19年	15年	12年	8年
女	23年	18年	14年	11年

●雑所得の計算例(年金総額保証付終身年金の場合)

【前提条件】被保険者:男性、70歳/一時払保険料:1,000万円/据置期間:0年/契約通貨:米ドル建/受取保証期間:30年
年金年額:4,000米ドル/為替レート:1米ドル=100円

【イメージ図】



※契約通貨が外貨建の場合、税金の計算は全て円貨に換算のうえ行います。

●年金種類別 雜所得の試算一覧(概算)

【前提条件】契約年齢:60歳/契約通貨:米ドル建/一時払保険料:10万米ドル/年1回払

年金種類	据置期間	保証金額割合 (年金受取期間)	積立利率	男性		女性	
				必要経費割合	雑所得	必要経費割合	雑所得
年金総額保証付終身年金	0年	100%	1.72%	0.98	8,673円	0.96	15,329円
		110%	1.72%	0.89	45,355円	0.89	41,221円
		120%	1.72%	0.81	71,759円	0.82	64,236円
年金総額保証付後厚終身年金 (前期年金受取期間:5年)	0年	100%	1.87%	0.98	10,711円	0.96	18,338円
確定年金	5年	(20年)	1.61%	0.86	90,436円	0.86	90,436円

※年金総額保証付後厚終身年金の必要経費割合は前期・後期同率です。雑所得の金額は後期年金受取期間のものを記載しています。

ご注意 上記の金額は、年金受取にかかる雑所得の金額の概算をご理解いただくものであり、一時払保険料の円換算時および年金受取時に毎回適用される為替レートを、1米ドル=110円と仮定して雑所得の金額等を計算しています。実際のご契約における金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

参考 年金所得者の申告不要制度

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ①公的年金等の収入金額の合計金額が 400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20万円以下

※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。

※②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。

※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。

※住民税については、申告が必要となる場合があります。

- ご注意**
- 税務のお取扱いは2022年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
 - 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額×2.1%」が課税されます。

MEMO

MEMO